

徳島県モンキードッグ利用ガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、野生鳥獣による農林業被害及び生活被害の防止対策として犬を用いた野生鳥獣の追い払いを行う場合において、地域住民に対する安全を確保し、効果的な追い払いを実施するため、その適正な利用及び管理方法についての基準を示すものである。

2 定義

このガイドラインで使用する用語の定義は、次のとおりである。

(1) モンキードッグ

農林業被害及び生活被害を防止するため、サル、シカ、イノシシなどの野生鳥獣を追い払うことを目的として訓練、利用される犬をいう。

(2) 利用者

野生鳥獣の追い払いにモンキードッグを利用し、または利用を予定しているモンキードッグの飼い主をいう。

(3) 訓練所

モンキードッグの育成に必要な訓練が可能である等の一定の要件を備え、鳥獣対策課において登録された犬の訓練施設をいう。

3 基本事項

(1) 法令の遵守

モンキードッグの利用及び管理については、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「徳島県動物の愛護及び管理に関する条例」、「狂犬病予防法」及びその他の関連法令を遵守する。

(2) 安全の確保

モンキードッグについては、人の命令に従い、かつ人に対して危害を与えないように服従訓練を実施し、安全かつ適正に利用及び管理できる体制において取り扱う。

(3) 自己責任の原則

モンキードッグによる野生鳥獣の追い払いは、鳥獣被害に対する自衛手段として利用者の自己責任において行う。万一、モンキードッグが他人の生命、身体及び財産を侵害する事故を起こした場合は、利用者がその責任を負う。

4 訓練所

訓練所は、モンキードッグに対し、人に危害を与えない、人の命令に従う、追い払い後は戻ってくる等の服従訓練の実施が可能で、かつ「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき県の登録を受けた動物取扱業者が開設する次のいずれかに該当する訓練所とする。

- ・ (社) 日本警察犬協会の公認訓練所
- ・ (社) ジャパンケネルクラブの公認訓練所
- ・ その他、県がモンキードッグとしての育成訓練が可能と認めた訓練所

5 地域の合意形成と準備

(1) 市町村への事前相談

利用者は、モンキードッグを導入、利用しようとする場合は、その内容、手順等について、あらかじめ市町村に相談する。

(2) 集落における合意形成

利用者は、追い払いを行おうとする集落において、あらかじめ当該集落住民等と話し合いを行い、モンキードッグの導入及び利用についての合意形成を図る。

(3) 犬の適性確認

利用者は、モンキードッグとして訓練しようとする候補犬が、モンキードッグとしての資質、適性を備えているかどうかについて、あらかじめ訓練所に相談する。

この場合において、相談を受けた訓練所は、当該候補犬のモンキードッグとしての資質、適性を判断し、その適否を利用者に伝える。

6 モンキードッグ利用計画書の提出及び確認

(1) 市町村への提出

利用者は、訓練所から候補犬がモンキードッグに適するという判断を得た場合は、当該候補犬をモンキードッグとして選定し、その追い払いへの利用予定等を記載したモンキードッグ利用計画書（参考様式1）を市町村長に提出する。

（2）市町村による確認

市町村は、利用者から提出されたモンキードッグ利用計画書の内容を確認し、内容が適正である場合は、当該モンキードッグ利用計画書を動物愛護管理センター又は管轄の保健所（阿南保健所（阿南市、那賀町）、美波保健所（牟岐町、美波町、海陽町）、美馬保健所（美馬市、つるぎ町）、三好保健所（三好市、東みよし町）。以下「動物愛護管理センター等」という。）に送付する。

（3）動物愛護管理センター等による確認

モンキードッグ利用計画書の送付を受けた動物愛護管理センター等は、モンキードッグ利用計画書の内容を確認し、内容が適正である場合は当該モンキードッグ利用計画書を市町村に返送する。

（4）利用者等への写しの返送

市町村は、動物愛護管理センター等から確認済みのモンキードッグ利用計画書の返送を受けた場合、当該モンキードッグ利用計画書の写しを利用者及び鳥獣対策課へ送付する。

7 モンキードッグの訓練

（1）訓練の義務

利用者は、市町村から確認済みのモンキードッグ利用計画書の写しを受け取った後、モンキードッグの訓練を行う。

（2）訓練の内容

モンキードッグの訓練は、訓練所において、次に掲げる服従訓練を実施し習得させる。

- ・人に危害を与えない。
- ・人の命令に従う。
- ・追い払った後は戻ってくる。

（3）訓練の方法

モンキードッグの訓練は、原則として訓練所に3ヶ月以上預け入れることとし、利用者も適宜、訓練所において利用者としての訓練を受ける。

なお、当該モンキードッグが、過去に同様の訓練を受け、訓練開始時においてすでにモンキードッグとしての適性を十分に備えていると訓練所が判断する場合は、この限りではない。

(4) モンキードッグ適性確認証の発行

訓練所は、モンキードッグの訓練を修了し、またはすでに当該犬がモンキードッグとしての適性を十分に備え訓練を要しないと判断した場合は、利用者に対しモンキードッグ適性確認証（参考様式2）を発行する。

8 追い払いの開始

(1) モンキードッグ利用開始届の提出

利用者は、モンキードッグによる追い払いを開始しようとする場合、事前に訓練所から発行されたモンキードッグ適性確認証を添付したモンキードッグ利用開始届（参考様式3）を市町村長に提出する。

(2) 届の動物愛護管理センター等への送付

市町村は、利用者から提出されたモンキードッグ利用開始届の内容が適正である場合、利用者に対してモンキードッグ登録証（参考様式4）を発行するとともに、当該モンキードッグ利用開始届の写しを動物愛護管理センター等及び鳥獣対策課へ送付する。

(3) 目印の装着

利用者は、市町村からモンキードッグ登録証の発行を受けた後、追い払いを行う時は、当該犬がモンキードッグであることがわかるよう目印を付ける。

(4) 住民への周知

利用者は、追い払いを開始しようとする場合は、あらためて集落住民等にこれから追い払いを行うことを周知し、協力を得る。

(5) 追い払いの実施

利用者は、追い払いを実際に行う時は、モンキードッグを適所まで係留移動した後に係留を解き、また追い払いを終えた時はすみやかにモンキードッグを係留し、集落住民等に対する安全の確保に努める。

9 モンキードッグの利用継続

(1) 適性確認

利用者は、複数年にわたりモンキードッグを利用する場合、モンキードッグ利用開始届の提出後1年を経過する時及びその時から3年を経過する毎に当該モンキードッグの適性の有無を訓練所に確認する。

この場合において、確認を受けた訓練所は、当該モンキードッグの適性を判断し、その適否及び再訓練の必要性を利用者に伝える。

(2) 再訓練

利用者は、適性確認において、訓練所からモンキードッグについて再訓練を要するとの判断を受けた場合は、訓練所において当該モンキードッグの再訓練を行う。

(3) 適性確認証の発行

訓練所は、モンキードッグの再訓練を修了し、またはモンキードッグが適性を十分に備え訓練を要しないと判断した場合は、利用者に対しモンキードッグ適性確認証を発行する。

(4) 利用継続届の提出

利用者は、新たに発行を受けたモンキードッグ適性確認証を添付したモンキードッグ利用継続届（参考様式3）を市町村長に提出する。

(5) 届の動物愛護管理センター等への送付

市町村は、利用者から提出されたモンキードッグ利用継続届の内容が適正と考えられる場合、当該モンキードッグ利用継続届の写しを動物愛護管理センター等及び鳥獣対策課へ送付する。

10 利用期間中の報告等

(1) モンキードッグ利用報告書の提出

利用者は、モンキードッグの利用期間中、各年度における追い払い状況等を当該年度末までにモンキードッグ利用報告書（参考様式5）により市町村長へ提出する。市町村は、利用者からモンキードッグ利用報告書の提出を受けた場合、当該モンキードッグ利用報告書の写しを鳥獣対策課へ送付する。

(2) 利用計画の重要な内容変更

利用者は、モンキードッグ利用計画書の記載内容のうち、利用者、利用場所及びモンキードッグ（当該犬）について変更があった場合は、あらためて本ガイドラインで定める必要な各種手続きを行う。

この場合において、市町村、動物愛護管理センター等は、本ガイドラインに則り、必要な事務処理を行う。

(3) モンキードッグ利用中止届の提出

利用者は、モンキードッグの追い払いへの利用を中止する場合、市町村長にモンキードッグ登録証を添付したモンキードッグ利用中止届（参考様式6）を提出する。

市町村は、利用者からモンキードッグ利用中止届の提出を受けた場合、当該モンキードッグにかかる登録を取り消すとともに、当該モンキードッグ利用中止届の写しを動物愛護管理センター等及び鳥獣対策課へ送付する。

1.1 その他

(1) 自主訓練の実施

利用者は、モンキードッグの適性が維持されるよう自宅等において自主的な訓練を継続して行うとともに、法令に基づき、犬の適正な飼育管理に努める。

(2) 保険への加入

利用者は、追い払い実施中にモンキードッグが第三者に対して起こした損害に対する賠償に備え、社会福祉協議会が取り扱うボランティア保険等に加入するよう努める。

(3) 猟友会への協力要請

市町村は、利用者及びモンキードッグの狩猟具による事故を防ぐため、地区猟友会に対して協力、支援を求める。

(4) 事故発生時の処理

モンキードッグが、万一、人の生命もしくは身体に害を加えたときは、直ちにその旨を市町村に連絡する。

連絡を受けた市町村は、動物愛護管理センター等に報告するとともに、鳥獣対策課へ報告する。

(5) 登録及び係留解除の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、モンキードッグの登録を取り消し、追い払いにおけるモンキードッグの係留解除を認めないものとする。

ア 利用者からモンキードッグ利用中止届の提出があった場合

イ モンキードッグ利用計画書に沿ったモンキードッグの利用及び管理がなされていないと市町村または動物愛護管理センター等が判断した場合

ウ モンキードッグが人に対して危害等を加え、または加える恐れがあると市町村または動物愛護管理センター等が判断した場合

また、登録取り消しの事由がイ又はウに該当する場合、市町村は動物愛護管理センター等と協議の上、利用者にモンキードッグ登録取消通知（参考様式7）を送付し、登録を取り消すとともに、通知の写しを動物愛護管理センター等および鳥獣対策課へ送付する。

（6）動物愛護管理センター等の指導及び助言

動物愛護管理センター等は、法令に基づき、利用者に対して、モンキードッグの利用及び管理が適正に行われるよう指導及び助言を行う。

（7）個体識別による管理

利用者は、モンキードッグが逸走したときに備え、個体識別ができるよう、マイクロチップの装着等を行うものとする。

附則

このガイドラインは、平成20年4月1日から施行する。

このガイドラインは、平成22年4月1日に一部改正。

このガイドラインは、平成27年5月1日に一部改正。

このガイドラインは、平成28年4月1日に一部改正。

このガイドラインは、平成29年4月1日に一部改正。

このガイドラインは、令和元年5月1日に一部改正。

このガイドラインは、令和5年1月30日に一部改正。

このガイドラインは、令和6年4月1日に一部改正。

このガイドラインは、令和8年4月1日に一部改正。

（徳島県鳥獣対策課）

参考様式一覧

- モンキードッグ利用計画書（参考様式1）
- モンキードッグ適性確認証（参考様式2）
- モンキードッグ利用開始(継続)届（参考様式3）
- モンキードッグ登録証（参考様式4）
- モンキードッグ利用報告書（参考様式5）
- モンキードッグ利用中止届（参考様式6）
- モンキードッグ登録取消通知（参考様式7）

(参考様式1)

モンキードッグ利用計画書

令和 年 月 日

〇〇 市町村長 殿

(利用者)
住所
氏名
電話番号

下記のとおり、モンキードッグの追い払いへの利用計画を提出します。

利用開始 予 定 日	令和 年 月 日				
利用場所 (集落名)					
モンキードッグ の 名 前		年 齢 (生後)	年 ヶ月	性 別	牝・♂
モンキードッグ の 犬 種		鑑札番号			
訓 練 所 の 名 称					
訓 練 所 の 住 所					
訓 練 の 実 施 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
備 考					

当該利用計画書について確認しました。

令和 年 月 日

〇〇市町村長

〇〇 〇〇

印

当該利用計画書について確認しました。

令和 年 月 日

動物愛護管理センター所長 (保健所長)

〇〇 〇〇

印

(参考様式2)

モンキードッグ適性確認証

下記の犬について、モンキードッグとしての適性を備えている
ことを証します。

令和 年 月 日

(訓練所)

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

利用者 (飼い主) の氏名					
利用者 (飼い主) の住所					
モンキードッグ の名前		年齢 (生後)	年 ヶ月	性別	オス・メス
モンキードッグ の犬種		鑑札番号			
訓練の 実施方法	預け入れ (日間) ・ 通い (日間) ・ 訓練不要				
訓練の 実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
備考	(訓練不要の場合はその理由等を記入)				

(参考様式3)

モンキードッグ利用開始(継続)届

令和 年 月 日

〇〇 市町村長 殿

(利用者)

住所

氏名

電話番号

徳島県モンキードッグ利用ガイドラインを遵守し、下記のとおりモンキードッグによる追い払いを開始(継続)しますので、その旨を届出します。

利用開始 (継続開始) 年月日	令和 年 月 日				
利用場所 (集落名)					
モンキードッグ の 名 前		年 齢 (生後)	年 ヶ月	性 別	オ・メ
鑑札番号		狂犬病予防 注射番号			
個体識別番号 (マイクロチップ番号)					
備 考					

※ 提出する場合は、モンキードッグの写真(1枚)を添付すること。

(参考様式4)

モンキードッグ登録証

モンキードッグ 登録番号	第 号	犬 種			
モンキードッグ の 名 前		年 齡 (生後)	年 ヶ月	性 別	オス・メス
利 用 者 (飼い主) の 氏 名					
利 用 者 (飼い主) の 住 所					
備 考					

令和 年 月 日登録

〇〇市町村長

〇〇 〇〇

(参考様式5)

モンキードッグ利用報告書

令和 年 月 日

〇〇 市町村長 殿

(利用者)
住所
氏名
電話番号

報告対象 年 度	令和 年度				
利用開始 年 月 日 (届提出日)	令和 年 月 日	利用継続 年 月 日 (届提出日)	令和 年 月 日		
利用場所 (集落名)					
モンキードッグ 登録番号	第 号	犬 種			
モンキードッグ の 名 前		年 齢 (生後)	年 ヶ月	性 別	オス・メス
追い払い の 状 況					
鳥獣被害 の 状 況					
備 考					

(参考資料6)

モンキードッグ利用中止届

令和 年 月 日

〇〇 市町村長 殿

(利用者)

住所

氏名

電話番号

モンキードッグの利用を中止しますので、その旨を届出します。

利用中止 年月日	令和 年 月 日				
利用中止 場所 (集落名)					
モンキードッグ の 名 前		年 齡 (生後)	年 ヶ月	性 別	オス・メス
利用中止 の 理 由					
備 考					

(参考資料7)

番 号
令和 年 月 日

利用者 殿

〇〇市 町 村 長

モンキードッグの登録取消について

このことについて、徳島県モンキードッグ利用ガイドラインに基づき、次のモンキードッグの登録を取り消します。

- 1 モンキードッグの名前
- 2 利用場所（集落名）
- 3 利用者の住所・氏名
- 4 取消理由

<参考> 関係主体別にみた必要手続き

○利用者

- ・市町村への事前相談
- ・集落における周知及び合意形成
- ・訓練所への候補犬の適性相談（確認）
- ・利用計画書の市町村への提出
- ・モンキードッグの訓練依頼
- ・利用開始（継続）届の市町村への提出
- ・利用報告書の市町村への提出
- ・利用中止届の市町村への提出

○市町村

- ・訓練所等の情報提供及び支援
- ・利用計画書の確認と動物愛護管理センター等への送付
- ・確認済み利用計画書（写し）の利用者及び鳥獣対策課への送付
- ・モンキードッグの登録証の発行
- ・利用開始（継続）届（写し）の動物愛護管理センター等及び鳥獣対策課への送付
- ・利用報告書（写し）の鳥獣対策課への送付
- ・利用中止届（写し）の動物愛護管理センター等及び鳥獣対策課への送付と登録取り消し
- ・モンキードッグ登録取消通知の利用者への送付、及びその写しの動物愛護管理センター及び鳥獣対策課への送付と登録取り消し

○動物愛護管理センター等

- ・利用計画書の確認と市町村への送付

○訓練所

- ・モンキードッグの適性確認
- ・モンキードッグの訓練（再訓練）
- ・適性確認証の発行

○鳥獣対策課

- ・訓練所の登録
- ・訓練所情報の市町村への提供
- ・モンキードッグの利用状況等のとりまとめ

モンキードッグ利用手続きの概略図

